

議案第15号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和34年2月三宅町条例
第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司



職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和34年2月三宅町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「免職及び休職の手続及び効果に関して規定すること」を「免職、休職及び降給の手続及び効果に関して規定すること」に改める。

第2条中第2項を第4項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 法第28条第1項第4号の事由による免職を行うにあたって、任命権者は当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させるよう務めなければならない。

第2条第1項中「第2号」の次に「又は同条第2項第1号」を、「免職」の次に「し、又は休職」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の一項を加える。

1 任命権者が法第28条第1項第1号又は第3号の規定により、職員を降任し、又は免職することができる場合は、人事評価その他勤務成績を評定するに足りると認められる客観的事実又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績の不良なことが明らかとなるときとし、この場合において、任命権者は関係者その他適当と認める者の意見を聴く等、公正を期さなければならない。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の各条を加える。

（降給の効果）

第5条 降給は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の職務の号給を同一の職務の級の下位の号給の級に変更することをいう。）の2種類とする。

2 降号は、当該職員が現に受けている給料の額に相当する号給の直近下位の号給からその職員の属する職務の級の最低の号給までの範囲内において行うものとする。

（降給の事由）

第5条の2 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、降任し、若しくは免職するまでに至らない場合又は転任させることができない場合においては、降給させることができる。

（1） 勤務実績が客観的に普通より劣る場合

（2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

2 前項第2号に該当して降給する場合には、第2条第2講の規定を準用するものとする

る。

- 3 降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

附 則

この条例は令和4年4月1日から施行する。

職員 の 分 限 に 関 する 手 続 及 び 効 果 に 関 する 条 例 (昭 和 3 4 年 条 例 第 1 0 号) 新 旧 対 照 表

改正後 (案)	現 行
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この 条 例 は、地 方 公 務 員 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 6 1 号。以 下 「 法 」 と い う。) 第 2 8 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、三 宅 町 の 職 員 の 意 に 反 する 降 任、免 職、休 職 及 び 降 給 の 手 続 及 び 効 果 に 関 して 規 定 する こと を 目 的 と する。</p> <p>(降 任、免 職 及 び 休 職 の 手 続)</p> <p>第 2 条 任 命 権 者 が 法 第 2 8 条 第 1 項 第 1 号 又 は 第 3 号 の 規 定 に よ り、職 員 を 降 任 し、又 は 免 職 する こと が でき る 場 合 は、人 事 評 価 そ の 他 勤 務 成 績 を 評 定 する に 足 り る と 認 め ら れ る 客 観 的 事 実 又 は 勤 務 の 状 況 を 示 す 事 実 に 照 ら して、勤 務 実 績 の 不 良 な こと が 明 ら か な とき と し、こ の 場 合 に お い て、任 命 権 者 は 関</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この 条 例 は、地 方 公 務 員 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 2 6 1 号。以 下 「 法 」 と い う。) 第 2 8 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、三 宅 町 の 職 員 の 意 に 反 する 降 任、免 職 及 び 休 職 の 手 続 及 び 効 果 に 関 して 規 定 する こと を 目 的 と する。</p> <p>(降 任、免 職 及 び 休 職 の 手 続)</p>

係者その他適当と認められらる者の
意見を聴く等、公正を期さなければならぬ。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号
又は同条第2項第1号の規定に該当
するものは免職し、又は休職す
しくは同条第1号の規定に該場
合当場
するに於ては、醫師2名を指し
てあ
ならぬ。

3 法第28条第1項第4号の事由によ
る免職を行うにあつて、任命権
者は当該職員をその現に有する適
格性を必要とする他の職に転任さ
せるよう務めなければならない。

4 職員の意に反する降任若しくは
免職又はは休職の処分は、その旨を
記
して

第2条 任命権者は、法第28条第1項
第2号の規定に該するものは免職す
て職場を降任し、若しくは休職す
るに該するに於ては、醫師2名を指
し定
け

2 職員の意に反する降任若しくは
免職又はは休職の処分は、その旨を
記
して

第4条 休職者は、職員として従事しない。
2 休職期間中の給与については、別に
（降給の効果）

第5条 降給は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することを含む。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の職務の号給を同一の職務の級の下位の号給の級に変更することを含む。）の2種類とする。

2 降号は、当該職員が現に受けている給料の額に相当する号給の直近下位の号給からその職員の属する職務の級の最低の号給までの範囲内において行うものとする。

（降給の事由）
第5条の2 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、降任し、若しくは免職するまでに

第4条 休職者は、職員として従事しない。
2 休職期間中の給与については、別に
（新設）

至らない場合又は転任させざることを
がでない場合においては、降給
させることができず。

(1) 勤務実績が客観的に普通より劣る場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

2 前項第2号に該当して降給する場合には、第2条第2項の規定を準用するものとする。

3 降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(その他)

第6条 この条例の実施に關し必要なる事項は、町長が規則で定める。

(その他)

第5条 この条例の実施に關し必要なる事項は、町長が規則で定める。